

高病原性鳥インフルエンザ対策について

提案・要望の趣旨

島根県において発生した高病原性鳥インフルエンザについて、本県では緊急的、集中的に様々な対策を取り投資を行っていることから、それに対する財政的支援を実施すること。

現場においては、昼夜を問わず病気の封じ込めに邁進しているところであり、国は再発防止に全力を尽くすこと。

提案・要望の背景、課題

11月29日、島根県安来市において、高病原性鳥インフルエンザの疑いの強い事例が発生し、その後、A型インフルエンザウイルスH5亜型の患畜と確定した。

本県では、島根県からの通報を受け、即座に、発生農場から半径10km圏内の3農場に移動自粛を要請するとともに、家畜保健衛生所が立ち入り検査を実施。また、この農場以外の県内全域の85養鶏場についても状況を調査し、午後11時には「高病原性鳥インフルエンザ対応防疫対策会議」において今後の対応等を確認した。

翌30日には午前7時から、車両の消毒を開始、さらには午後5時には対策会議を対策本部会議に移行して開催するなど、でき得る限りの対応、対策を速やかに実施してきたところである。

12月2日には、移動制限区域内3農場のウイルス検査結果が判明し、幸いにも陰性であった。しかし、病気の押さえ込みはこれからも重要であり気を抜くことなく、島根県とも連携を図りながら引き続き邁進していく所存。

以上のように、本県では現場における消毒薬の配布や防疫資材の調達など緊急的、集中的に様々な対策を取り投資を行っていることから、それに対する財政的支援を実施すること。

また、現場においては、昼夜を問わず病気の封じ込めに邁進しているところであり、国は再発防止に全力を尽くすこと。

県内高速道路ネットワークの早期整備について

提案・要望の趣旨

「山陰道」など第一次的高速道路ネットワークのミッシングリンクを早期に解消すること。

【第一次的高速道路ネットワークのミッシングリンクの早期解消】

- (1) 山陰道の平成20年代の県内全線供用を図ることはもとより、供用時期を早期に公表した上で、「鳥取西道路」、「北条道路」、「中山・名和道路」、「名和・淀江道路（延伸部）」について、予算を優先配分すること。
- (2) 鳥取豊岡宮津自動車道「駟馳山バイパス」、「岩美道路」の整備を促進すること。
- (3) 鳥取自動車道の「大原IC～西粟倉IC間」について、公表された供用予定時期である平成24年度までに完成させること。

特に用地取得がほぼ完了し、埋蔵文化財調査についても概ね完了の目途が立っている「駟馳山バイパス」、「鳥取西道路（鳥取IC～鳥取空港IC）」、「中山・名和道路」、「名和・淀江道路（延伸部）」については平成25年度供用が可能な状況にある。早期供用に向けた地権者の熱意に応えるためにも、予算を重点配分し、平成25年度の供用を確実なものとする。

第一次的高速道路ネットワークの早期連結のため、県も用地取得の地元交渉や埋蔵文化財調査等において最大限の努力を行っている。特に鳥取西道路の埋蔵文化財調査については、計画的に調査を実施するため、県も調査員を大幅に増員して調査体制を構築済みであり、予定どおり調査を行うことができるよう所要の調査費及び用地買収費を配分すること。

高速道路ネットワークを補完する地域高規格道路の整備促進を図ること。

【高速道路ネットワークを補完する地域高規格道路の整備】

- (1) 北条湯原道路「倉吉道路」の整備促進のために必要な予算を確保すること。また、特に、県内唯一の未着手区間である「倉吉関金道路」を、平成23年度に新規事業採択すること。
- (2) 江府三次道路「鍵掛峠道路」の整備を促進するとともに、「江府道路」の整備促進のために必要な予算を確保すること。

供用中の「米子自動車道」の無料化社会実験を行い、その経済効果を確認すること。

【米子自動車道の利便性の向上】

- (1) 高速道路無料化社会実験の対象区間とし、平成23年度から社会実験を行うこと。

提案・要望の背景、課題

長らくその整備を後回しにされてきた当県の第一次的高速道路ネットワークについては、本年3月に鳥取自動車道の県内区間が全線開通して南北軸が概成したものの、未だに東西軸である山陰道と鳥取豊岡宮津自動車道に欠落箇所が存在。

このため、県下一体で南北軸の恩恵を享受することができず、企業や観光客の誘致等に際して依然として不利な状況にあることは、地域経済を停滞させ、人口流出や高齢化等により地域の衰退を加速させる要因。

第一次的高速道路ネットワークは、地方が地域資源を最大限活用し、地域力を向上させるために最低限必要なインフラであるにもかかわらず、未だに欠落箇所が存在していることは地方と都市部の格差をさらに拡大させる要因であり、国土の均衡ある発展を図るためにも国家政策として早期に連結することが必要。

第一次的高速道路ネットワークの1日も早い供用を切望する本県も、用地取得の地元交渉や埋蔵文化財調査において最大限の努力行っており、特に鳥取西道路の埋蔵文化財調査については、計画的に調査を実施するため、調査体制を約500名規模に拡充したところであり、予期せぬ調査量の縮小は雇用問題に直結することから、予定どおり調査を行うことができるよう所要の調査費及び用地買収費が含まれた最大値での配分を是非ともお願いしたい。

また、暫定2車線で開通している南北軸の米子自動車道(「落合JCT～米子IC」)については、物流拠点である境港と山陽・関西方面を結ぶ道路であり、水木しげるロードなどの主要観光地も周辺に点在していることから、無料化による物流コストの低下や観光圏の活性化などの経済効果が期待されるため、平成23年度無料化社会実験の対象区間としていただきたい。

「境港」の整備促進等について

提案・要望の趣旨

「境港」の発展に必要な事業を新規採択し、必要な予算を確保すること

- ・ 中野地区国際物流ターミナル整備事業
目 的：大型船の増加に伴う岸壁等の不足への対応
- ・ 竹内南地区国際フェリーターミナル整備事業
目 的：環日本海定期貨客船などの就航への対応

「境港」を日本海側拠点港に選定すること

「境港」をリサイクルポート（総合静脈物流拠点港）に指定し、循環資源取扱支援施設を整備すること

提案・要望の背景、課題

重要港湾「境港」は、境港 - 東海(韓国江原道) - ウラジオストク(ロシア沿海地方)を結ぶ日本唯一の国際定期貨客船が安定就航しており、また、原木の輸入量は平成20年実績で日本海側第1位であり、地域の合板及び製紙生産量は国内シェアの約10%を占めるなど、日本海側の拠点港として極めて重要な役割を担っている。

今般、日露知事会議共同声明において定期航路と鉄道を利用した物流ルート強化が盛り込まれ、また、ロシア沿海地方政府との友好交流締結、並びに韓国江原道・ロシア沿海地方との定期航路発展への覚書締結がなされた。さらに、本年9月にはロシア企業家組織連盟の境港交易事務所が開設されるなど、環日本海貿易ネットワークの強化が図られてきており、「境港」の拠点性が一層高まっているところである。

しかしながら、「境港」では大型船の増加に伴う岸壁不足が顕在化し、喫水調整や沖待ち、荷捌き地不足による二次運搬が発生するなど非効率的な利用を強いられており、リサイクル貨物の取り扱いが制限されるなどの影響も発生している。国際定期貨客船も暫定的に貨物埠頭に臨時の旅客ターミナルを設置しての運行となっているなど、港湾利用者からこれらに対応する岸壁整備が強く求められており、重点的な整備を実施することが極めて重要である。

また、中国・韓国・ロシアなど対岸諸国の経済発展を我が国の成長に取り込むため、日本海側の港湾として安定した国際定期貨客船航路を有し、人流・物流の両面で高い拠点性を持つ重要港湾「境港」を日本海側拠点港に選定すべきである。

さらに、「境港」は多数のリサイクル企業が既に立地しており、今後、金属くずやRPF*などのリサイクル貨物の増加が見込まれ、地理的にも経済的にもリサイクル貨物の拠点として高いポテンシャルを有していることから、リサイクルポートの指定と循環資源取扱支援施設の整備が急がれる。

*RPF：RPFとは廃プラスチック・紙くず・繊維くず等から製造される固形燃料

農産物集出荷施設の整備促進について

提案・要望の趣旨

「円高・デフレ対応のための緊急経済対策」として今年度補正予算で措置された「食料自給率向上・産地再生緊急対策」については、「今年度末までに事業完了するものを対象とする」と聞いているが、大型施設の整備工事には相当の期間を必要とすることから、繰越前提の事業計画であっても採択可能となるよう柔軟な対応をお願いしたい。併せて、事業採択について、格別の御配慮をお願いしたい。

「食のみやこ鳥取県」にふさわしい産地育成を推進するため、県内農業団体が計画している農産物集出荷施設の整備に必要な次年度予算を確保すること。

提案・要望の背景、課題

- (1) 本県では、素材がよく、安全安心で美味しい食の魅力を提供する「食のみやこ鳥取県」を掲げ、それにふさわしい産地育成を関係機関とともに進めているところ。
- (2) 県内JAでは、本県の特産である梨、すいか等について、品質や糖度の判定機能を向上させ消費者及び市場の信頼を得ることや農家の選果労力軽減等を目的に、「円高・デフレ対応のための緊急経済対策」として今年度の補正予算で措置された「食料自給率向上・産地再生緊急対策」によって、これら施設等の整備を予定しているところ。
- (3) しかしながら、この「食料自給率向上・産地再生緊急対策」は、「今年度末までに事業完了するものを対象とする」と聞いているが、大型施設の整備工事には相当の期間を必要とすることから、繰越前提の事業計画であっても採択可能となるよう柔軟な対応をお願いしたい。併せて、事業採択について、格別の御配慮をお願いしたい。
- (4) また、これまで園芸分野の集出荷施設の整備に活用してきた「強い農業づくり交付金」の来年度の国概算要求額が、大幅な減額となっていることから、現場では「食のみやこ鳥取県」にふさわしい産地形成に不安の声が聞かれるところであり、十分な予算の確保に尽力いただきたい。

< 参考 >

H22国補正「食料自給率向上・産地再生緊急対策」要望一覧

事業実施 主 体	事 業 内 容	事業費 (千円)	補助金額 (千円)	備 考
JA鳥取中央	倉吉スイカ選果施設整備 〔品質確認システム(精度センサー、空洞判定機等)の導入による選果ラインの機能向上〕	140,460	352,600	H22強い農業づくり交付金にも要望
	東伯梨選果・易施設整備 〔品質確認システム(精度センサー、重量判定機等)の導入による選果ラインの機能向上〕	983,745	337,500	
JA鳥取西部	トマト選果施設 〔選果から、カラーソーターによる色別・形状別の選果に機能向上。併せて、フリートレーをバーコード管理し、管理の高速化を図る。〕	100,000	50,000	H22強い農業づくり交付金にも要望
	人参選果ライン・選果システムの高度化 〔選果ラインの見直し、自動箱詰装置の設置による秀品率・選果効率向上、カメラ式画像処理システム導入による規格ごとの高度化等による市場評価の向上。〕	10,000	5,000	H22強い農業づくり交付金にも要望
合 計		1,834,205	745,100	

地域主権の確立に向けた体制の整備について

提案・要望の趣旨

「地域のことは地域で決める。活気に満ちた地域社会をつくる。」という地域主権の確立に向けて早急に次の体制整備を行うこと。

国と地方の二重行政の解消と地域の実情に応じた行政サービスの提供を行うために、国の出先機関は原則廃止し、地方にできることはすべて地方に移管すること。

- ・職業紹介は、地域の実情に応じて行うことが求められている。ハローワークは地方に移管すること。
- ・地域における職業訓練は、地域における人材ニーズや産業振興を図る上で必要な人材育成と一体となって行われるべきである。ポリテクセンターは、移管を希望する都道府県が受け入れやすい移管条件に見直した上で、地方に移管すること。
- ・地方への移管は、「権限・事務」、「財源とスリム化した人員」をセットで行うこと。

国から地方への事務の移管、権限移譲の受け皿として、自治体間で事務を共同処理するハイブリッドなサービス提供主体を創設するのに必要な制度改正を早急に実施すること。

- ・都道府県間、都道府県と市町村との間、市町村間で事務を共同処理する新たな中間的な自治体として、法人格を有する簡素で効率的な協議会「広域執行連合」(仮称)を創設するのに必要な制度改正を早急に実施すること。

補助金等の一括交付金化については、地方が地域の実情にあった行政サービスを提供できるよう、用途は国により特定されないという担保を取り、補助金等適正化法の適用除外とし、地方議会の関与に委ねるような制度設計を行うなど、国と地方の協議の場などにおいて、十分に協議を行っていくこと。

地方が、それぞれの地域の実情に応じた事務の執行ができるよう、地方の自主性・裁量性の拡大に向けた更なる義務付け・枠付けの見直しを行うこと。

- ・地域主権戦略大綱において、地方分権改革推進委員会の勧告どおりの実施が約6割に留まり、見直し数として不十分。
- ・地域主権改革一括法案において、施設・公物設置管理基準が条例委任されたとしても、「従うべき基準」、「標準」又は「参酌すべき基準」により実質的に政省令で縛られるなど、内容としても不十分。

「国と地方の協議」については、国の政策を地方が単に追認するだけの場とせず、政策の企画立案段階から実質的な協議が行われる、実効性のあるものとする。

提案・要望の背景、課題

地域が抱える課題や地域住民の行政に対するニーズが多様化している。地方が、自ら考え、責任を持った地域運営や仕組みづくりを構築することができるようにするためには、「そもそも本来、誰が担うべき事務・権限なのか(地方において担うことは

できないのか)」といった観点での抜本的な見直しが必要不可欠。

「ポリテクセンター」や「ハローワーク」については、地域における求人・求職ニーズや、産業振興を図る上で必要な人材育成策、従来から地方が担ってきた生活保護制度をはじめとしたセーフティネットなどと一体的な実施が求められる。

ハローワークについては、現在、国と都道府県の意見は平行線であり、各課題について「国と地方が協議する場」を設け、具体的なステップを踏み出すべき。

職業訓練については、地域における人材ニーズや産業振興を図る上で必要な人材育成と一体となって行われるべきであり、現状の国（雇用・能力開発機構）と都道府県の二重行政を改め、地方一元化を進めること。そのためには、ポリテクセンターの移管を希望する都道府県が受け入れやすいよう、「雇用・能力開発機構法を廃止する法律案」による移管条件を次のとおり見直すべき。

ポリテクセンターが従来行っている職業訓練に要する経費は、労働保険特別会計の財源をもって支弁されるものであるため、地方移管に伴い、地方に新たな財政負担が生じないように、必要な財源を同特会から負担するなどの恒久的な措置を講ずること。

職業訓練の内容を国が制限することなく、地域の実情に応じて地方が独自に設定できる移管条件とすること。

ポリテクセンターの資産は、無償譲渡とし、国と地方の役割分担の議論を箱物移管の議論にすり替えないこと。

現在でも事務の共同処理の仕組みは様々あるが、中でも現行の「協議会」制度に不足している部分（法人格を持たず、法的主体となり得ない）を補い、また、現行の広域連合制度が持つ手続の煩雑さを解消する、簡素で効率的な事務執行を行うことができる法人格を有する新たな機関の創設が急務。

現行の枠組みの中間的な自治体として、「広域執行連合（仮称）」を創設するよう、法令等の整備を行うべき。

補助金等の一括交付金化については、総額を確保し、地方行政に支障が生じないようにすること、そして、制度的に自由度が高く、地方が地域の実情に応じて柔軟に行政サービスの提供が可能となる必要がある。

人口や面積などの客観的な指標だけでなく、社会基盤の遅れた地域や財政力の弱い地域に十分な配慮を行うことができる仕組みづくりが必要。

こうした体制整備の実現には、国と地方が、計画段階から適切な形で協議を行う場を構築し、タイムリーに運用することが重要。

三位一体改革の際に国が一方的に地方交付税の大幅削減を実施したこと、新型インフルエンザワクチン接種費用の負担を一方的に地方に押しつけたこと、子ども手当の財源について一方的に地方の負担を組み込むことなど、こうしたことが今後繰り返されてはならない。

真に地方の自立に資する地方税財政制度の確立について

提案・要望の趣旨

地方税財源の充実強化と偏在の是正

今後増大が見込まれる行政サービスの安定的な提供に向けて、税源の偏在性が小さく、税収が安定的な地方消費税の引上げを含む税制の抜本的改革の議論を行い、その早期実現を図ること。

地方交付税総額の復元・増額 ～別枠加算の継続を～

財政運営戦略（平成22年6月閣議決定）に定める中期財政フレームでは、「地方の一般財源の総額は、平成23～25年度の期間中、平成22年度と実質的に同水準を確保する」と規定している。

また、近年の厳しい経済雇用情勢に対応するための各種施策の遂行に当たって、現在措置されている別枠加算は極めて重要な役割を担っている。

このことから、平成23年度地方交付税の概算要求に盛り込まれたとおり、三位一体改革で削減された地方交付税の復元とともに、地域経済を活性化し、元気な日本の復活を図る観点から、一般会計からの特別加算（1兆4,850億円）を平成22年度同様に実施すること。

地球温暖化対策税の導入に係る地方税財源の確保

石油石炭税の引上げにより地球温暖化対策税（環境税）を導入する場合は、地方が地球温暖化をはじめとする環境施策の推進に果たしている役割を踏まえ一定割合を地方に譲与すること。

地球温暖化対策税（環境税）の導入に伴い、軽油やガソリンの旧暫定税率分を引下げられる場合には、地方固有の税財源である軽油引取税及び地方揮発油税の引下げとなる部分の補てんを行い、総額を確保すること。

軽油引取税の旧暫定税率に相当する部分を地方環境税（仮称）として恒久税源とすることなどにより、地方の役割に適った地方税源を確保する仕組みを実現すること。

【旧暫定税率の引下げに伴う地方への影響額】

全国の影響額：300億円 鳥取県の影響額：2億円

法人税減税に伴う地方税収等の確保

国の法人税減税を行う場合は、地方の法人関係税収に影響がないよう措置するとともに、地方交付税の総額が減少しないように法定率を上げる等、地方に影響が生じることのないよう配慮すること。

【法人税の引下げに伴う地方への影響額】

全国の影響額 地方税：2,000億円 交付税：4,000億円
鳥取県の影響額 地方税：1億円 交付税：51億円

ひも付き補助金の廃止と一括交付金化

一括交付金の制度設計に当たっては、主に次の事項に留意すること。

- ・対象となる事業が滞りなく執行できるよう、必要な予算総額を確保すること。
- ・一括交付金の配分に当たっては、客観的な指標に加え、社会資本整備の進捗率、財政力の強弱など地方のニーズに配慮すること。

提案・要望の背景、課題

一般会計からの加算分（別枠加算の継続）[全国と鳥取県の推移]

(単位:億円)

	平成23年度		平成22年度		平成21年度	
	全国	鳥取県	全国	鳥取県	全国	鳥取県
別枠加算の合計	14,850	113	14,850	113	10,000	78
平成22年度地域活性化・雇用等臨時特別費	-	-	9,850	74	0	-
平成21年度別枠加算1兆円(平成21年度は地域雇用創出推進費5,000億円を含む)のうち、平成22年度に協議することとされていた加算	-	-	5,000	39	10,000	78
別枠加算	14,850	113	-	-	0	0

平成23年度は概算要求による推計値

年間県税収入416億円の27.2%に匹敵
(H22年度予算ベース)

【平成22年度 鳥取県の場合】

普通交付税1,200億円(真水)のうち、特別加算のシェア率は9.4%と影響大
(普通交付税1,666億円(臨時財政対策債を含む)のうち、特別加算のシェア率6.8%)

別枠加算を活用した鳥取県の施策例(H22)

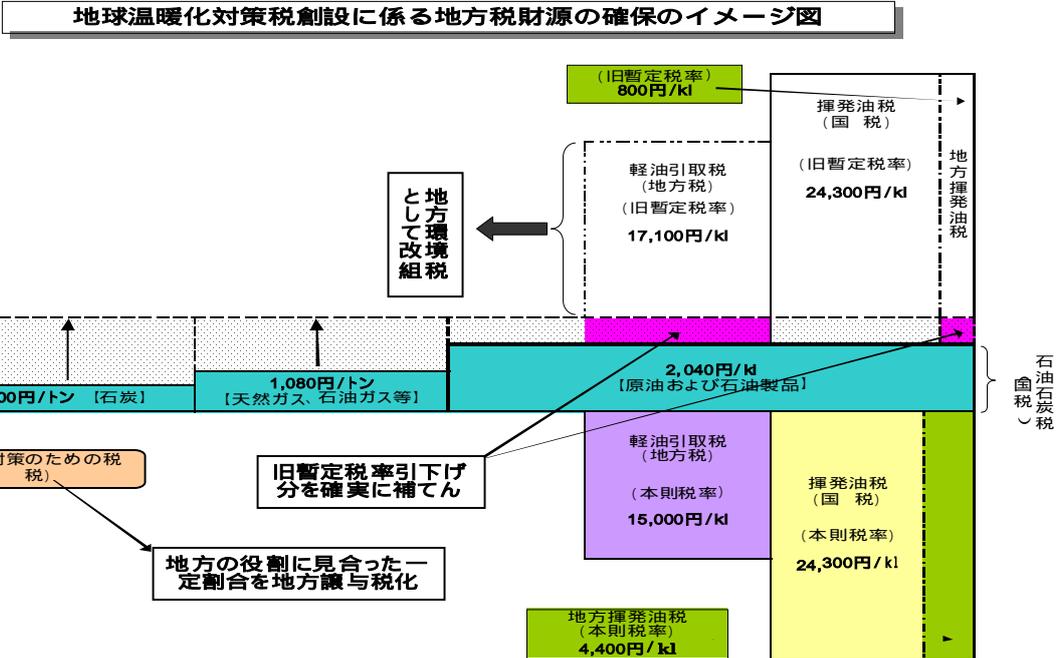
- ・鳥取暮らし農林水産就業サポート事業 4億円、農林水産業での新規雇用創出240人
- ・企業立地事業補助金 1企業に最大50億円(H22年度に拡充)

三位一体改革の影響

<例>鳥取県の場合 H15年度 H22年度で

- 【三位一体改革の影響額】 174億円の実質的な減額 (参考: H22当初予算3,345億円)
- 【地方交付税等の削減額】 109億円 (地方交付税+臨時財政対策債等の削減額)
- 【税源移譲による影響額】 65億円 (国庫補助金126億円のうち、県税への移譲額61億円)

燃料課税における関係税目のイメージ



地球温暖化対策に係る国と地方の支出 (平成22年度予算)

国	1.1兆円	全体の4.1%	京都議定書削減約束に直接効果があるもの(0.5兆円)等
地方	1.6兆円	全体の5.9%	CO2, メタン等に関する対策(1.1兆円)等
計	2.7兆円	100%	

法人税率の引下げ

見直し案

法人税率	(現行) 30%	(見直し) 25%	5%
中小法人等軽減税率	(現行) 18%	(見直し) 11%	7%

地方への影響額

(単位: 億円)

	法人税率5% 引下げ	中小法人等軽減 税率7%引下げ	影響額計	本県影響額
地方税	1,700	300	2,000	1
交付税	3,400	600	4,000	51
計	5,100	900	6,000	52

ポリテクセンターの都道府県移管について

提案・要望の趣旨

ポリテクセンターの地方への移管については、平成20年12月24日の閣議決定の趣旨を尊重し、地方にあらたな財政負担が生じることがないように必要な財源を国が恒久的に措置する制度を整備すること、また、職業訓練の内容を国が制限することなく地域の実情に応じて地方が独自に設定できること等、移管を希望する都道府県が、受け入れやすいように必要な見直しを行うこと。

提案・要望の背景、課題

「雇用・能力開発機構の廃止について」の概要（平成20年12月24日閣議決定）

- ・ポリテクセンター等を（独）高齢・障害者雇用支援機構に移管し、国の責任において引き続き職業能力開発業務を行う。
- ・あわせて、受け入れやすい条件を整備した上で、希望する都道府県等にはポリテクセンターを移管する。

独立行政法人雇用・能力開発機構法を廃止する法律案(以下「法案」)を第176回臨時国会に提出し、継続審議となった。

- ・法案に含まれるポリテクセンターの移管条件では、財政的に受け入れは困難

法案におけるポリテクセンターの都道府県への移管条件

区 分		施設の譲渡額	施設の運営費
機構職員の引受割合	1 / 2 以上	無償	補助率10分の10
	1 / 3 以上	8割減額	補助率10分の8
	1 / 3 未満	5割減額	補助率10分の5
備 考		平成25年3月31日までの間に移管	平成25年3月31日までに移管された施設について移管後2年度間に限定

- ・資産の譲渡に当たっては、「ポリテクセンターの機能を維持することができると厚生労働大臣が認めるとき」との条件が付されており、職業訓練の内容を国が制限し、地域の実情に応じた職業訓練の実施が制限されることが懸念される。

【ポリテクセンター移管に係る当県の考え方】

地域における職業訓練は、地域における人材ニーズや産業振興を図る上で必要な人材育成と一体となって行われるべきであり、地方での一元的な職業訓練が必要。

当県が示す受入条件が満たされれば、当県が必要と判断したポリテクセンターについて移管を希望。

本県の受入条件

- ・施設設備は無償譲渡すること。
- ・必要な財源を国が恒久的に措置する制度を整備すること。
- ・職業訓練の内容を国が制限することなく、県の産業振興施策や企業ニーズに応じて県が独自に設定できること。
- ・現行法では認められていない県立職業能力開発校の地方独立行政法人化を可能にすること。

私立中学校に対する就学支援金制度について

提案・要望の趣旨

義務教育段階にある私立中学校の生徒に対しても、国において就学支援金を支給するよう制度化すること。

提案・要望の背景、課題

「公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校等就学支援金の支給に関する法律」が成立し、平成22年4月1日から施行。

この法律により、今年度から、公立高等学校の授業料を徴収しないこととするとともに、私立高等学校等の生徒に対する就学支援金の支給が始まり、教育の機会均等という観点で教育に係る国費負担のあり方が大きく見直されたところ。

しかしながら、私立小・中学校については、このような措置がなされなかったことから、保護者の負担が軽減されないままの状態となっている。

本来、教育を受ける権利は平等にあるべきであり、私立高等学校も含めて授業料の無償化あるいは軽減措置が導入され、高等学校においても国費による負担が標準となった今、制度の整合を図る上では、義務教育である私立小・中学校にも軽減措置が導入されるべき。

とりわけ、私立中高一貫校では、同じ学校内において、中学生は保護者の負担が従来のみで、一方、高校生には就学支援金が支給されることとなり、制度上の不整合がある。

<参考>

国の就学支援金制度の概要

- ・ 私立高等学校及び私立専修学校（高等課程）に通学する生徒に対し、公立の高等学校の授業料相当額（年額 118,800円）を支給
- ・ 低所得世帯については、収入に応じて助成額を上乗せ（1.5～2倍）

年収（相当）	250万円未満	250万円～350万円未満	350万円～
一人当たり支給額	年額 237,600円	年額 178,200円	年額 118,800円
（うち、上乗せ額）	（118,800円）	（59,400円）	-

中学・高校における国の保護者負担軽減措置

区分	小学校	中学校	高等学校
私立	なし	なし	就学支援金
公立	授業料無償	授業料無償	授業料無償化

戸別所得補償制度の本格実施について

提案・要望の趣旨

実効性、公平性の高い制度設計

- ・加入へのインセンティブが働く制度内容とするとともに、加入率の低い地域において加入を強力に推進すること。
- ・米の生産数量目標の県への配分については、生産数量目標に即して生産を行った県が不利とならない算定方式に見直すこと。

地域の実情に配慮した制度設計

- ・生産規模が小さく生産コストの高い地域が不利にならないよう、地域性を考慮した単価設定を行うこと。
- ・産地資金の都道府県配分においては、自給率向上を支える地域農業の発展につなげるため、十分な予算措置を行うこと。
- ・地域水田営農の維持、発展及び転作作物の安定生産を進めるため、担い手加算、団地化加算等を制度に位置づけて実施すること。
- ・次年度の農家の営農計画に影響が出ないように、制度内容を早期に明確化すること。

円滑な推進のための実施体制の構築

- ・JAの位置付けを明確化する等、各県の現状を踏まえた実効性のある体制が可能となるようにすること。
- ・農業再生協議会については、統合を必須とせず、各県の実情に即した協議会の運営を可能とすること。

戸別所得補償モデル対策、米過剰在庫への対応

- ・米の変動部分の交付に当たっては、必要であれば追加の予算措置を行う等により、農家への影響が出ないようにすること。
- ・備蓄米の棚上げ方式への転換を、平成22年度に前倒しして実施すること。

提案・要望の背景、課題

(1) 実効性、公平性の高い制度設計

モデル対策において米の過剰作付けは減少したものの、依然として4万ha以上の米の過剰作付けがあり、需給調整を乱す要因となっている。

また、過剰作付を行った府県のうち15府県で、平成22年度生産数量目標の配分が平成21年度に比べ増加しており、生産数量目標に即して生産している地域では強い不公平感がある。

(2) 地域の実情に配慮した制度設計

現在の「米戸別所得補償モデル事業」では、交付金の算定に用いる生産費は全国平均とされているが、中山間地域の多い本県や中国四国地方は経営規模も小さく、生産費が大幅に高くなるため、中山間地域等直接支払制度の交付金を加えても、我々の地域でセーフティネットとして機能するのかを懸念。

また、激変緩和措置がなくなった後の転作作物への助成水準や団地転作等に応じた加算への不安や要望等の生産現場での声が聞かれるところ。

< 本格実施を見据えた農家、関係団体の懸念と要望 >

- ・地域水田営農の維持、発展及び転作作物の安定生産のために、集落営農や大規模化及び団地化を推進してきている。しかし、担い手加算、団地化加算がなくなったことにより、

これらの取り組みの停滞が懸念されるので、本制度の検討に当たっては、これらの加算措置に配慮していただきたい。

- ・激変緩和措置により、大豆等の転作作物の作付を維持することができた。継続した措置をお願いしたい。

(3) 円滑な推進のための実施体制の構築

本年度のモデル対策においては、地域協議会の事務局を受け持つJAが中心的な役割を果たしながら、大きな支障なく事業を推進している。今後とも現行体制を活かしながら役割分担を整理し、本格実施に対応するのが実効性が高く、効率的と考えられる。

また、農業再生協議会については、水田協議会、担い手協議会、耕作放棄地対策協議会、それぞれの目的、事業内容、関係機関等が異なることから、統合による意義が小さいと考えられる。また、統合により、水田協議会の膨大な事務に、他の協議会の事務が圧迫されることが大いに懸念される。

(4) 戸別所得補償モデル対策、米過剰在庫への対応

平成21年産米から続く米取引価格の下落の中で、生産現場では本年度のモデル対策における米の変動部分の財源が不足するのではないかと懸念がある。変動部分の算定、交付に当たっては、必要であれば追加の予算措置を行う等により、農家への影響が出ないようにすることが必要である。

また、米の在庫量の増加に伴い、平成22年産米の販売が非常に難しい状況になっている。

この状況が続けば、農家の販売収入の減少につながり、経営を圧迫することが懸念される。

このため、平成23年度に実施が予定されている備蓄米の棚上げ方式への転換を、平成22年度に前倒しして実施し、需給調整を行う必要がある。

< 参考 >

生産数量目標の達成、未達成と平成23年度配分量の増減の状況

	H 2 3 配分増加県数	H 2 3 配分減少県数 (注)	合計
H 2 2 未達成県	6	1 2 (1)	1 8
H 2 2 達成県	2	2 7 (1 8)	2 9

注) 括弧内は全国平均の減少率2.2%以上配分量が減少した県数

米戸別所得モデル対策に係る定額部分算出数値の比較

		全国平均 ^{注1}	鳥取県 ^{注2,3}
a	標準的な生産に要する費用 円/60kg	13,703	16,902
b	標準的な販売価格 円/60kg	11,978	11,595
c	差引(a - b) 円/60kg	1,725	5,307
d	単収 kg/10a	530	516
e	定額部分 (c ÷ 60kg × d) 円/10a	15,238(15,000)	45,643(46,000)
f	定額部分の差 (e全国平均 - e鳥取県) 円/10a	-	-31,000
g	中山間地域等直接支払制度の交付額 ^{注4} 円/10a	鳥取県平均 ^{注5}	7,197
		最高額 ^{注6}	14,250
h	中山間地域等直接支払制度の交付加 算後の差 (f + g) 円/10a	鳥取県平均	-23,803
		最高額	-16,750

注1. 全国平均は「戸別所得補償モデル対策の骨子」の数値。

注2. 鳥取県の標準的な生産に要する費用は農林水産統計の平成14年～20年の中庸な5年の平均値。

注3. 鳥取県の標準的な販売価格は、米価格センターの落札価格の平成18年～20年の全国平均価格と鳥取県平均価格の比(0.968)を、全国平均に乗じたもの。

注4. 中山間地域等直接支払制度の交付額は、生産者が受け取る金額を交付金額の1/2とした。

注5. 鳥取県平均は平成21年度の田への交付額県計を交付対象面積県計で除した数字。

注6. 最高額は体制整備単価(急傾斜)に規模拡大、土地利用調整、法人設立、小規模・高齢化集落支援のすべての加算を加えた額。

米の相対価格の推移(農林水産省まとめ)

単位: 円/60kg

年度	品種名	H 1 8 年産	H 1 9 年産	H 2 0 年産	H 2 1 年産 (9月取 引分)	H 2 1 年産 (11月 取引分)	H 2 1 年産 (6月取 引分)	H 2 1 年産 (7月取 引分)	H 2 2 年産 (9月取 引分)	H 2 2 年産 (10月 取引分)
全国	全銘柄平均	15,203	14,164	15,146	15,169	14,876	14,120	14,214	13,040	12,781
鳥取県	コシヒカリ	14,908	14,077	15,237	-	15,017	14,095	-	13,449	-
	ひとめぼれ	14,062	13,632	14,540	14,653	14,111	13,548	13,279	-	-

注1) 価格には運賃、包装代、消費税が含まれる。

注2) 全国は加重平均価格。

注3) H 2 1、H 2 2は速報値。

環太平洋連携協定(T P P)に係る関係国協議について

提案・要望の趣旨

T P Pは、これに参加することにより、貿易・投資の自由化が図られる反面、国内の農産物が大きな打撃を受け、我が国農業は多大な影響を被るおそれがあるため、交渉参加の検討に当たっては、国内農業の競争力強化・支援対策について財源を含めて明確に提示し、その上で、国民合意が得られるまで時間をかけて慎重に議論すること。

国土・県土保全、生物多様性や食の安全の確保、地域文化の継承など、農業が果たしている多面的機能を維持し、将来に向けて農業の継続が可能となる政策を推進すること。

提案・要望の背景

政府は、11月9日に閣議決定した包括的経済連携協定(E P A)の基本方針において、「T P Pについては、情報収集を進めながら対応する必要があり、国内の環境整備を早急に進めるとともに、関係国との協議を開始する」と表明した。

また、11月30日に持続可能な力強い農業を育てるための対策を講じるため、「食と農林漁業の再生推進本部」を設置。同本部において、平成23年6月を目処に基本方針を決定、さらに、中長期的な視点を踏まえた行動計画を同年10月を目処に策定し、早急に実施に移すことを表明した。

T P Pは、関税撤廃の例外を認めない完全な自由貿易化を目指した交渉であり、十分な議論のないまま、この交渉に参加し、関税などの国境措置が撤廃された場合、国内の農業生産額や食料自給率の低下、関連産業の停滞など大きな影響が懸念される。

交渉参加の検討に当たっては、国内農業の競争力強化・支援対策について財源を含めて明確に提示し、その上で、国民合意が得られるまで時間をかけて慎重に議論すること。

安心こども基金の要件見直し等子育て支援施策の充実について

提案・要望の趣旨

安心こども基金については、基金の延長、積み増しが確定したところであるが、この際、各種事業について補助率、補助基準額等の補助要件の見直しを行うこと。

その他、放課後児童クラブの補助要件及び補助基準額等の見直し及び地域子育て支援センターの補助対象要件の見直しを行うこと。

提案・要望の背景、課題

国においては、平成 22 年度限りとされていた安心こども基金の期間の 1 年間延長と基金の積み増しが確定したところであるが、地域の実情にあわせた子育て支援施策がより円滑に進むような見直しが必要。

現在の基金対象事業は既存の補助制度の延長線上のものであるため、この際、既存制度の拡充や補助率のかさ上げなど思い切った見直しをすること。

保育所緊急整備事業等については、潜在的な待機児童があることや、耐震化への緊急的対応の必要性等を勘案し、待機児童の有無にかかわらず国の補助率を一律に嵩上げすること。

子育て支援のための拠点施設整備事業について、今後も、現在以上の放課後児童クラブ室の新築、増改築、大規模修繕等が予想されることから補助基準額を増額すること。

国においては、少子化対策を総合的に推進されているところだが、安心こども基金を含め国庫補助事業については、開設日数及び年間延べ利用児童数等の補助要件が、都市部に対応したもので推移。

その他、次の事項についても、地域の実情に応じた子育て支援が受けられるよう、見直しを行うこと。

< 放課後児童クラブ(放課後子どもプラン推進事業費補助金) >

放課後児童クラブの実施場所に賃貸物件を活用することもあることから、賃貸料等も算出基準に含めるなど補助基準額等の見直し(加算等)を行うこと。

< 地域子育て支援センター >

次世代育成支援対策交付金事業における地域子育て支援センターの補助対象要件(職員 2 名以上)を、職員 1 名配置でも補助対象とすること。

民生委員・児童委員及び主任児童委員の報酬について

提案・要望の趣旨

民生委員・児童委員及び主任児童委員の活動の重要性に鑑み、報酬に係る交付税単価の水準を上げること。

提案・要望の背景、課題

1 民生委員の活動について

- ・地域住民相互のつながりの希薄化、少子高齢社会の到来など、社会情勢が変化していく中で、住民の立場に立った地域福祉の担い手として、民生委員・児童委員及び主任児童委員の果たすべき役割が大きくなっている。今般のいわゆる消えた高齢者問題でも、民生委員・児童委員の活動の重要性が注目されたところ。
- ・平成19年の能登半島地震や新潟県中越沖地震などにおいて、民生委員・児童委員による安否確認行動が地域住民の安全確保に貢献し、今後も災害時における民生委員・児童委員の活動に対して一層大きな期待が寄せられているところ。
- ・また、近年急増している児童虐待についても、平成20年度改正の児童福祉法には「地域の支援の強化」が盛り込まれており、今後ますます主任児童委員の活動が重要となってくることと予想される。
- ・しかしながら、児童虐待や認知症高齢者の相談事例など困難かつ多岐に渡る案件の増加及び市町村合併に伴う担当地域の広範囲化など、活動の負担が増している。

【鳥取県内の民生委員・児童委員及び主任児童委員の相談・支援件数】

区分		相談・支援件数					
		H16	H17	H18	H19	H20	H21
地区担当	県計	47,972	53,631	58,815	57,134	55,391	60,067
民生・児童委員	1人当たり	33.6	37.5	41.2	40.0	38.2	41.4
主任児童委員	県計	7,457	8,853	9,900	8,935	8,979	8,903
	1人当たり	32.6	38.7	43.2	39.0	41.4	41.0

2 民生委員の報酬について

一方で、活動を支える報酬の基礎となる交付税単価は年々下がっている。

【民生委員・児童委員の活動費に係る地方交付税の単価】

年度	交付税単価
H15	59,100円
H16～17	58,400円
H18～21	58,200円
H22	58,100円